

# 金沢市における木の文化都市の継承と創出の推進に関する条例（仮称）骨子（案）についてのパブリックコメントでのご意見と金沢市の考え方

1. 意見募集期間 令和3年12月18日（土）～令和4年1月16日（日）
2. 募集方法 メール、郵便、ファクシミリ又は窓口へ持参
3. 意見数 22件（意見者数8人）

	いただいたご意見の概要	本市の考え方
○木の文化都市の推進全般に関すること		
1	金沢は、以前から杜の都とも言われて大変緑に恵まれた町である。ただ近年は残念ながらコンクリートの建物が増えて緑のイメージは減少しており、和風の建物は利用目的によって制限されるのが現状である。 新幹線が開業して観光客が増えているが、日本旅館が大変人気があり、やはり木造の建物に人気がある。個人の住宅以外で商用で利用目的の建物はやはり日本旅館が中心となる。ただ、現状はその維持に経営者は大変苦勞をしているようである。瓦、かべ、外壁、塀、門など、和風の佇まいを維持するには費用、職人さんの手配など難しい問題を抱えている。 木の文化都市政策については、大変良い施策であり、具体的な支援まで含めた施策に期待している。	本条例への賛同のご意見ありがとうございます。条例制定を機に、木の文化都市の継承と創出に関する市民と事業者の理解を広め、品格と魅力のある都市の実現を目指し、取り組みを推進していきます。
2	木の文化都市を考え、企画し、実現をはかるため、行政窓口を1本化しワンストップで取扱い協議する部署を設置して欲しい。	今後施策を進めるうえで、ご指摘の点も含め検討していきます。
3	木とは、木材とは、木の文化とは何かについて、現状でのコンセプトや知識や考え方を市民向けに明らかにして欲しい。	「木の文化都市」の趣旨や取り組む意義を市民や事業者と共有することが重要であると考えており、条例制定を機に周知を図っていきます。
4	木の文化都市の継承・創出は、近年中に全国各地で謳われることになると考えられる為、「国内外における先進的な取り組みを牽引する。」といった趣旨の、一歩踏み込んだメッセージが必要ではないか。	本市はこれまでも、木による多くの歴史文化資産の保存と活用に努めてきており、木の文化都市の継承と創出を推進することができる数少ない都市の一つであると考えており、今後この取り組みを広く発信していきます。
5	金沢市のまちづくりに特色を持たせることは良いことであるが、条例をもって市民に規制を加えるのであれば、市内全域ではなく特定の地域に限定したものとすべきである。	本条例は決して市民に規制を強いるものではなく、まちなみや生活に木を取り入れ、歴史・自然と調和した金沢ならではの魅力のあるまちづくりを市民や事業者の皆様とともに取り組んでいこうとするものであることをご理解願います。

番号	意見	回答
○個別の施策の推進に関すること		
6	木材の露出度を高めかつ市民が気軽に木材を利用できる環境を整え、木の文化を醸成してはどうか。	木材の利用促進は、木の文化都市の推進につながることから、必要な施策を検討していきます。
7	けやき通りのような主要幹線において、大型街路樹列の整備（日陰の提供、景観美化）を進めてはどうか。また、幅広い歩道の木陰には木製ベンチ設置し、憩いの場所を設けてはどうか。電線の地中化を進めることにより、枝が伸びて電線への弊害を減らすことができる。	本市では、街路樹マスタープランの中で市道の街路樹の整備路線と樹種を決めています。街路樹を整備することは、木の文化都市の推進につながることから、必要な施策を検討していきます。
8	庭のある個人宅に木を植えて貰うよう、苗木を無料で配布、また大きな木を植える場合には補助金もしくはエコ減税制度を設けるなど、個人宅における植林を推奨してはどうか。	既存の制度として、都市計画区域内に住宅を新築した方に樹木引換券を配布する制度や、景観に関する特定区域における緑化事業に対する補助制度も設けているところであります。これらの制度のさらなる普及も含め、取り組みを推進していきたいと考えています。
9	全般に新築に対しての施策が中心となっている印象があるが、現在の金沢のまちなみは、金澤町家はもちろんのこと、昭和25年以降の良質な木造建築物群によって形成されている。脱炭素社会実現や地球温暖化の観点からも、それらの金澤町家以降の既存木造建築物、さらには非木造建築物においても、木を活用した利活用、リノベーション、コンバージョンを積極的に推進するための文言が必要ではないか。	本条例の「民間施設等における木の活用の促進」では、新築のみならず、ご指摘の既存建築物等についても対象としています。いただいたご意見を参考に必要な施策を検討していきます。
10	金澤町家の活用を促す施策を展開してほしい。特定金澤町家に関しては、罰則規定の無い解体義務化は効果が弱く、罰金は制度的に難しいとして、少額罰金では効果が薄い。非特定金澤町家に関しても、告知期間を短くしたうえで事前告知を義務化、または、特定金澤町家の無断解体に関わる業者の許認可一時停止や事業者名公開など、一定の罰則が必要ではないか。	金澤町家を保全・活用することは本市においても重要であると捉えており、各種補助制度のほか、活用に向けた支援を実施しているところです。罰則規定を設けることは現段階では考えておりませんが、木の文化都市を推進するに当たり、金澤町家の保全・活用について、さらに意識啓発に努めていきたいと考えています。
11	公共施設の建材には地元産の木材を多用して欲しい。木材が利用されている建築物を市民の目により触れさせる事で木文化の醸成を促し、特に小中学校の建物自体、外壁、内壁、机および椅子に木材を利用して、小さい時から自然に木材に触れるようにしてはどうか。	木材が広く市民の目に直接触れることが重要であると捉えており、本条例においても「市の施設における積極的な木の活用」を定め、市が行う建築物等の整備に当たり、率先して木材、木材製品を利用していきます。
12	竹林組合を新設してはどうか。金沢市近郊の放置竹林は目を覆う状態となっている。このままでは竹の浸食が森林を蝕む公算が非常に高い。そこで、竹林整備を主たる目的とした組織を構成し、数多ある放置竹林を整備することで最終的には京都嵐山竹林の様な観光スポットを目指して欲しい。人材は森林組合からの出向・OBまたシルバー人材センターの人材を活用してはどうか。	竹林の整備は本市においても重要な課題として捉えており、貴重なご意見として承ります。
13	官民一体となったストック建築活用のためのリノベーション支援基金設立など、未利用建築の所有者や事業者にも木造あるいは木質リノベーションへと導くような仕組みがあってもいいのではないか。	官民が連携し既存建築物を活用することは重要であると捉えており、貴重なご意見として承ります。

番号	意見	回答
14	お堀通りのカエデの街路樹が金沢の道で一番好きで、自転車で走ったり、カエデの葉っぱを拾ったりしている。カエデの道に愛称を付けたり、カエデの街路樹を増やしたりしてはどうか。	いしかわ四高記念公園としいのき迎賓館の間に位置する県道は、アメリカ楓の紅葉が名物であり、通称としてアメリカ楓通りと呼ばれています。また、本市では街路樹マスタープランの中で市道の街路樹の整備路線と樹種を決めています。 街路樹は木の文化都市の推進につながることから、計画的に整備しているところであり、貴重なご意見として承ります。
15	市が推進する施策の「木の好循環の創出」にある「木材が安定的に需要及び供給されるよう」については、「木材が計画性をもって安定的に需要及び供給されるよう」とすべきである。 木材流通の一番の課題は、需要から供給までに時間がかかることだと認識しており、山に木があっても、伐って製材し、乾燥するまで建築用材としては使えない。それを解消するためにも、需要が起こったら速やかに供給側に伝え、準備できる仕組み作り(計画性)と、伐るだけでなく「何をどれだけ植えるか」という次の循環を作るための計画性が必要と考える。	木の好循環を創出していくには、計画性が重要であり、ご意見の趣旨を踏まえ検討していきます。
16	炭素貯蔵効果を高めるためにも、木材廃棄物の一定量ストックやアップサイクルを促すなど、木材廃棄の低減に取り組むべきである。	木材廃棄を低減させることは本市においても重要な課題として捉えており、貴重なご意見として承ります。
17	木に関わる製品を扱うショップが集まる複合的商業施設(例えばアクセサリーや玩具、カフェ、石川県の森林の現況・活用の紹介コーナーなど)を町中に設けるなど、Wood mall(仮称)を設置してはどうか。	いただいたご意見は、取り組みの参考にさせていただきます。
18	木の伝道師(どなたがふさわしいかわかりませんが)や木の語り部を重用し、話を聞いて継承や創出の推進に役立たせて欲しい。	いただいたご意見は、取り組みの参考にさせていただきます。
<b>○その他</b>		
19	背景にある「持続可能で再生可能な資源であり、脱炭素社会の実現や地球温暖化の防止に寄与」に加えて、適切に整備された森林から産出される木材を使用することが水源涵養や土砂災害防止に貢献する機能を発揮することを明記し、市民生活とより密接に関連付けられると考える。	ご指摘のとおり、木が水源涵養や土砂災害防止に寄与していることは、重要な効用の一つであります。木の文化都市を推進するに当たり、このような木の特性についても広く周知していきたいと考えています。
20	条例はできるだけわかりやすく平易な言葉で、子供も理解ができて未来に広がっていく文章(できれば簡条書きが望ましい)にして欲しい。	条文を簡条書きとするなど、条例としての体裁上困難なことはありますが、条例を分かりやすく周知していきたいと考えています。
21	市民や事業者に一方向的な押し付け、我慢を強いる本条例の施行には原則反対である。条例化するのであれば強制力のないものにして欲しい。	本条例は、木の文化都市について市民と事業者の理解を広め、品格と魅力のある都市の実現を目指すものであり、規制を設けるものではありません。
22	本条例の施行には原則反対である。	何卒、本条例の趣旨をご理解願います。